

アスガルディア宇宙国家

憲法



前文	3
第1章 アスガルディアの統一宣言	4
第2章 一般規定	6
・ 第1条国家名	6
・ 第2条位置づけ	6
・ 第3条使命	6
・ 第4条アスガルディアの最高価値	6
・ 第5条領土	7
第3章 アスガルディアの宇宙市民権	8
・ 第6条アスガルディア国民	8
・ 第7条国民の場所	8
・ 第8条国民の権利と自由	9
・ 第9条国民の義務	10
・ 第10条国民の権利と自由の保障	11
第4章 アスガルディアのリソース	12
・ 第11条人材	12
・ 第12条天然資源	12
・ 第13条財源	12
・ 第14条科学資源	13
・ 第15条財産	14
第5章 国民による行政および社会正義	15
・ 第16条国民による行政	15
・ 第17条公平性	16
・ 第18条すべての人々の尊厳の平等	16
・ 第19条労働	17
・ 第20条社会保護	17

18 第6章 アスガルディアの安全保障

- 18 • 第21条安全保障の領域
- 18 • 第22条国民の安全保障
- 19 • 第23条アスガルディアの安全保障
- 19 • 第24条地球の保護
- 20 • 第25条アスガルディアの宇宙艦隊

21 第7章 体制

- 21 • 第26条国のシンボル
- 21 • 第27条言語
- 22 • 第28条首都
- 22 • 第29条外交関係
- 23 • 第30条統治

24 第8章 行政

- 24 • 第31条法制度
- 25 • 第32条アスガルディアの国家元首
- 26 • 第33条議会
- 27 • 第34条政府
- 29 • 第35条裁判所
- 30 • 第36条最高宇宙評議会
- 30 • 第37条検察総局
- 30 • 第38条アスガルディア国立監査局
- 31 • 第39条アスガルディア国立銀行
- 31 • 第40条意思決定と実施

32 第9章 憲法の採択と改正

- 32 • 第41条アスガルディアの法
- 32 • 第42条初の憲法
- 32 • 第43条アスガルディア憲法採択のための定足数
- 32 • 第44条憲法改正
- 32 • 第45条憲法改正の手段

33 第10章 経過規定および最終規定

- 33 • 第46条議会選挙および政府樹立前における国家元首の特別な権利
- 33 • 第47条新しい国家元首選出のための特別な手続き
- 33 • 第48条議会選挙の期限
- 33 • 第49条政府の樹立期限
- 33 • 第50条憲法の発効



我々、地球上の人類は出生国や居住地、言語、性別、人種、国籍、宗教、現存する地球の国家における市民権にかかわらず、自由な選択および意思、信念を持って、

- ・ 全人類の平等と尊厳に基づき、無限の宇宙を目指して、民族および国家、宗教の垣根を越えて、倫理的かつ公平で平和的に未来の人類を統合し、
- ・ 人類の歴史における差異や紛争、不平等、不完全さを解決し、精神的および科学的慣行、そしてすべての文明的および文化的集団において新しいレベルにおける人間の創造性による達成を実現し、宇宙人類の歴史に新しい時代の幕を開けることを目的とし、
- ・ この憲法の不可欠な部分として、アスガルディアの統一宣言に基づき、

人類史上初の宇宙国家、アスガルディアを設立し、ここにアスガルディア憲法を承認する。

第1章

アスガルディアの統一宣言



我々、人類史上初の宇宙国家アスガルディアの自由な人類は、
宇宙における人類の権利に基づき、この宣言を承認する

1. アスガルディアは自由であり、統一された宇宙国家である。
2. アスガルディアの目的は以下の通りである。
 - 宇宙における永続的な平和を保障すること。
 - 地球での市民権にかかわらず、現在地球に居住しているすべてのアスガルディア国民に宇宙において平等な機会を保障すること。
 - 人類全体の福祉を促進すること。
3. 宣言に同意し、憲法およびアスガルディアの法制に従うという条件の下、誰でもアスガルディアの国民になることができる。
4. 地球での出身国、居住地、市民権、人種、国籍、性別、宗教、言語、経済的立場やその他の属性にかかわらず、すべてのアスガルディア国民は平等である。
5. アスガルディアは地球の国家によって締結された法律や国際条約を尊重し、地球の国家と同等の地位を持つ国家として認識されることを希望する。
6. 相互主義に基づき、アスガルディアは地球上の国家のいかなる問題にも干渉することはない。
7. アスガルディアはそれぞれの国際機関のメンバーシップに基づき、地球上の国家と同じように地球の国際イベントに参加する。
8. アスガルディアは地球上の国家の国民の権利を尊重および遵守、保護し、さらに宇宙国民の権利の特別な性質において、アスガルディア国民を保護する。
9. アスガルディアには政党は存在しない。しかし、アスガルディア国民は自由に地球上の政治活動を行うことができる。
10. アスガルディアは地球に酷似しているが、地球の国境は反映しない。しかしながら、地球の法律の枠組みの中で、すべてのアスガルディア国民は自由に任意の地球上の国家の国境内で生活することができる。

11. アスガルディアは自由な精神、科学、国際主義を持つ国家である。すべてのアスガルディア国民は、アスガルディアにおいて自由に地球の宗教に参加することができる。
12. アスガルディアには地球の紛争の歴史は存在しない。アスガルディアは未来の宇宙における人類のための新しい平和的な歴史を作っていく。

我々アスガルディア国民は、自身が創造した新しい宇宙国家の繁栄のためにすべての手を尽くす。

我々の祖国である惑星、地球を守るため、

そして宇宙における全人類の発展のため。

我々は最高というわけではないが、未来である。

人類を一つに。

この宣言は、宇宙国家アスガルディア設立のための主要文書である。

第2章

一般規定



第1条国家名

「宇宙国家アスガルディア」および「アスガルディア」は同義である。

第2条位置づけ

アスガルディアは、初の社会的かつ自由な独立した統一宇宙国家であり、トランスエスニックかつ無宗教であり、道徳や公平性、平和、すべての人間の平等な尊厳に基づいて、未来および無限の宇宙を目指す王国である。

第3条使命

宇宙国家アスガルディアおよび新たな宇宙の人類の存続と発展を保証すること。

第4条アスガルディアの最高価値

1. アスガルディアの最高価値はアスガルディア国民の共通的かつ恒久的な自己意識の基盤となるべきであり、アスガルディアの社会の共通性を形成し、アスガルディアの政府機関および国民、団体の目的および活動の中心に位置するものである。
2. アスガルディアの憲法および法律、ならびに政府機関の活動は、アスガルディアの最高価値に則り、それを保護するものとする。
3. アスガルディアの絶対的な最高価値は、無限の未来および無限の宇宙、そしてさらなる新しい無限の宇宙に向けた人類の努力にある。
4. 使命達成におけるアスガルディアの最高価値は以下の通りである。
 - a. 宇宙の平和および宇宙における平和的解決。
 - b. 全アスガルディア国民に対して宇宙における平等な機会を保証すること。
 - c. 宇宙起源の脅威から全人類を保護すること。
 - d. コミュニティとしての宇宙の人類の団結。
 - e. 人類の尊厳および人権、自由、調和の取れた個人の発展。
 - f. 人類の幸福および生活、愛、子どもたちと家族、そして人類の種の繁栄。
 - g. アスガルディアの法律の優位性。
 - h. 宇宙環境の保存。

- i. コミュニティおよび相互支援。
 - j. 科学的および芸術的創造性、人間の理性および知識、労働、進歩における無限の可能性への信念。
 - k. 平和および平穏、安全、安全保障、尊重、自信。
 - l. 道徳および公平性、自由。
 - m. 個人および社会、国家が調和の取れた状態で存在すること。
5. アスガルディアの最高価値は政府の行政においても、同等に重要であり、同等に実現されるものとする。しかし、アスガルディアの絶対的な最高価値は、すべての最高価値よりも優先されるものとする。
 6. アスガルディアの最高価値は、人々および地球上の国家、確認された地球外知能生命体との関係性にも適用されるものとする。
 7. アスガルディアの最高価値を侵害および軽視することは禁止する。アスガルディアおよびその国民は、最高価値に則り、内部および外部の侵害から最高価値を保護しなければならない。

第5条領土

1. 法的な観点においては、アスガルディアの領土は惑星、地球に住む国民を持つデジタル国家であり、科学および技術的観点においては、アスガルディアは衛星あるいは軌道衛星コンステレーションの形で地球、さらには月やその他の天体の地球低軌道に実装された国家である。
2. アスガルディアは、地球低軌道および天体上でアスガルディアの土地を作り上げることや宇宙および新しい土地を獲得することで領土を拡大する。
3. 地球上のアスガルディアの土地は、平和的かつ合法的に獲得された、地球上の自然の硬表面および液体面、ならびにその地上に位置する人工プラットフォームである。
4. 地球低軌道上のアスガルディアの土地は、人工衛星および軌道衛星コンステレーション、人工プラットフォーム（アーツ）であり、これらは地球およびアスガルディア、その他の要素を保護するためにある。
5. 天体上のアスガルディアの土地は、太陽系および宇宙のすべての場所における月やその他の物体上のアスガルディアの天体である。
6. アスガルディアは地球上や宇宙、その他の天体上に新しい土地を獲得することで領土を拡大する。
7. アスガルディアは、一般的に認知されている国際的原則や規範、ならびにアスガルディアが批准する国際条約に従って隣接する領土（硬表面、地下資源、海洋、大気、宇宙、天体）を使用する。

第3章 アスガルディアの宇宙市民権



第6条 アスガルディア国民

1. アスガルディアの統一宣言および憲法に同意し、自分の意思でアスガルディア宇宙データベースに個人のデジタルデータを提出した者は、18歳以上であれば誰でもアスガルディア国民になることができる。
2. アスガルディアの宇宙市民権は特別な市民権であり、地球上の国家の市民権の解釈において二重国籍あるいは三重国籍を構成することはない。アスガルディアが批准する国際条約によって規定されない限り、宇宙国民になる地球の国民が、市民権の重複状態になることはない。
3. 両親のいずれか、あるいは両方がアスガルディアの宇宙国民である場合、子供は出生時にアスガルディアの宇宙市民権を得る。アスガルディアの設立以前に生まれた子供は、アスガルディア市民権を持つ親の要求があれば国民になることができる。
4. 宇宙市民権は、アスガルディア国民による市民権の放棄により終了することが可能であり、また、アスガルディアによる市民権の取り消しにより終了することもある。宇宙市民権はアスガルディアによって一時的に停止することが可能である。
5. 宇宙市民権の取り消しまたは停止、および新しい国民の受け入れに関する制限はアスガルディアの法律によって定められるものとする。

第7条 国民の場所

1. アスガルディア国民は、アスガルディアの土地内で自由に移動する権利を持ち、それぞれの法的、組織的、物理的能力に従って地球上の国家において土地を選択する権利を持つ。
2. アスガルディア国民の地球上の国家における永住権を理由に、本人の権利や自由を奪ったり、傷つけたり、宇宙市民権を停止あるいは終了させたり、アスガルディアへの義務を無効化したりすることはないものとする。

第8条国民の権利と自由

1. 一般的に認められている国際法の原則および規範に従い、すべての
人権および市民権の権利と自由はアスガルディアにおいて認められ
る。法律により、人権および自由は不可譲であり、生まれたときか
ら全ての人が享受するものである。
2. すべてのアスガルディア国民は平等である。
3. 出生時に宇宙市民権を得た者は、成人の法定年齢である18歳に達し
次第、権利を行使することが可能であり、あらゆる義務を果たすも
のとする。
4. 主な権利およびアスガルディア国民の自由
 - a. 個人の自由
 - b. 言論の自由
 - c. 直接的および代表を介しての両方において、アスガルディアの
国政に参加する権利
 - d. アスガルディア政府機関を選出する権利、およびアスガルディ
アの政府機関に選出され、任命される権利、ならびに国民投票
に参加する権利
 - e. 立法案を発表する権利
 - f. 政府機関の活動に関する情報を入手し、それを監視する権利
 - g. 宇宙探索に参加する権利および宇宙に関する科学情報に普遍的
にアクセス可能な権利
 - h. アスガルディアの土地における個人の安全と家庭の安全の権利
 - i. 国民の自治権
 - j. 所有権と継承権
 - k. アスガルディアの法律に基づいて市民団体を組織する権利
5. アスガルディア国民の権利が、個人やアスガルディアの政府機関を
含む法人によって侵害される場合、当人は法的保護や法定での救済
措置を求める権利を持つものとする。
6. アスガルディア国民は、アスガルディアの法律に基づいてのみ他の
国家に送還ができる。
7. アスガルディア国民は、アスガルディアの法律に従い、事前の承認
なしに平和的かつ非武装の集会を行う権利を持つ。
8. この条項に列挙される特定の市民権および自由は、アスガルディア
の憲法および法律、一般的に認められる人権や自由によって規定さ
れるその他の市民権および自由を否定あるいは制限するものとして
解釈されないものとする。

9. 国民の権利および自由は、アスガルディアの憲法が認める範囲でアスガルディアの法律によってのみ制限され、それはアスガルディアの国益を守り、アスガルディアの安全、安全保障、ならびにアスガルディアの使命および最高価値の成果を保証し、その他のアスガルディア国民の権利および法的利益を守るために必要である。

第9条国民の義務

1. アスガルディア国民は不可譲で不可欠な義務を持つ。アスガルディア国民の義務は、アスガルディア国民になった瞬間から発生するものとする。
2. アスガルディア国民は他人々の権利および自由、法的利益を尊重し、それらを侵害しないものとする。
3. アスガルディアの領土内のすべての人々は、アスガルディア領土内で有効なアスガルディアの憲法および法律、規則に従い、アスガルディアの最高価値を尊重するものとする。
4. 国民がいる国の法律に反する場合を除き、アスガルディアの国民は場所にかかわらず、アスガルディアの憲法および法律に従い、最高価値を尊重および実行するものとする。
5. アスガルディア国民はアスガルディアの法律に従い、合法的に定められた税金および徴収金を任意で支払うものとする。
6. アスガルディア国民は、選挙および国民投票に参加する権利と義務を有する。この義務の体系的な不履行に対しては、アスガルディアの法律に従ってなんらかの罰則が適用される可能性がある。
7. アスガルディア国民は、アスガルディアの土地における自然および環境を保護するものとする。
8. アスガルディアの国益および安全保障を守り、使命および最高価値を実行することは、すべてのアスガルディア国民の義務である。
9. アスガルディア国民は、アスガルディアの最高価値に則り、自身の能力に見合った公益の実現に努め、アスガルディアのリソースの創出に貢献するものとする。
10. 市民権の義務を履行しない場合および適切に履行しない場合、アスガルディアの法律に従って、アスガルディア市民権の永久的な剥奪やアスガルディア市民権の停止、罰金、アスガルディアの電子リソースへのアクセスの制限または永久的取り消しが行われることがある。アスガルディアでは死刑は禁止である。アスガルディアでは、監獄の建設は禁止である。

第10条国民の権利と自由の保障

1. 政府は、権力を行使し、利用可能なリソースを用いることで、アスガルディア国民の権利および自由を保障するものとする。
2. 政府は、国民の権利および自由を実現し、保護する責任を持つ。
3. アスガルディア国民の権利および自由は、政府が持つ権力の行使および義務の履行のための重要な基盤として機能するアスガルディア政府の財産を用いて保障されるものとする。
4. アスガルディア国民の権利および自由は、その憲法および法律における対応する義務の確立を通して保障される。
5. 政府は、アスガルディアの目的および計画、開発の見通し、ならびに発展における脅威やリスクを一般に開示することを保証するものとする。
6. 政府は、アスガルディアの世論を確立し、行政上の決定を行う際にアスガルディアの法律に従って世論を考慮するものとする。
7. 政府は、いかなるアスガルディアの法律行為も、アスガルディアの法律によって定められた適切な手続きを用いて、アスガルディア国民の要請によって無効とされることが可能であることを保証する。

第4章 アスガルディアのリソース



第11条人材

1. アスガルディアは人材の育成を奨励するものとする。
2. アスガルディアは、遠隔教育および専門資格、科学的および創造的な仕事が自由にアスガルディア国民に提供されるように、アスガルディアの物質的および財政的、その他のリソースを使用するものとする。
3. アスガルディア国民は、自己開発および自己改善、創造的および文化的追求のための自由な時間有する権利を持つ。
4. アスガルディアは、雇用創出に努め、国民の能力および資質の最大限の活用を促進するものとする。
5. アスガルディアは、国民の健康的なライフスタイルを支援するものとする。

第12条天然資源

1. アスガルディアの天然資源には、一般的に認められる国際法および規範、ならびにアスガルディアが批准する国際条約に従って、アスガルディアの領土および近隣における宇宙環境の物質的物体およびエネルギー、情報ストリームが含まれる。
2. アスガルディアは、国際宇宙法に従って、宇宙の資源を利用するものとする。
3. アスガルディアの天然資源は、独占的にアスガルディア政府の財産である場合も、あるいは会社の財産、官民財産、私有財産、個人財産、アスガルディアの法に定められるその他の財産である場合もある。
4. アスガルディアは、アスガルディアの法律に従って、アスガルディアの天然資源および宇宙環境の安全および持続可能性を保証するために、すべての利用可能な資源を利用し、対応する取り組みを支援するものとする。

第13条財源

1. アスガルディアの財源は、国家政府の資金および民間の資金から構成される。民間の財源を一方的に押収することは禁止される。
2. アスガルディアの通貨は、ソーラーと呼ばれる通貨単位とする。

3. ソーラーは、アスガルディアの法律に従って、地球上の自由市場で地球のあらゆる主要通貨に自由に交換可能なものとする。
4. ソーラーは、アスガルディアの特別な法律によって定められる月および太陽、その他の天体のパラメーターに結び付けられた量において、アスガルディア国立銀行によって発行されるものとする。アスガルディア国立銀行は最後の貸し手とする。
5. アスガルディアは民間および慈善団体、投資者を支援するものとする。
6. アスガルディアは、アスガルディアの法律によって定められた方法に従って、アスガルディア科学財団およびアスガルディア児童基金などの慈善団体を設立するものとする。財団が持つ財産の分配は、議会の監督の下、政府の権限の範囲内で行われるものとする。
7. 政府は、国家予算および外部金融取引、税制、アスガルディアの公共消費財団、慈善団体の責任を負うものとする。
8. 政府のライセンスおよびアスガルディアの政府機関や組織の事業活動から生じる収益はいかなる種類であれ、アスガルディアの予算に全額充てられるものとする。
9. アスガルディアは、企業秘密および銀行業務の秘密における免除特権を認める。
10. 政府は、適切な税金および政府の保険制度を確立することによって、民間事業の発展を促進するものとする。民間企業は、アスガルディアの法律によって規制されるものとする。民間人の自主納付を含む税制および優遇税制条件は、アスガルディアの法律によって定められるものとする。

第14条科学資源

1. アスガルディアは、科学技術が優位の国家であり、発想の国家であるものとする。アスガルディアは、仮想世界と実体世界における情報技術の利点を組み合わせるものとする。
2. アスガルディアのハードウェアおよびソフトウェアの複合体は、軌道および天体におけるアスガルディアの土地の組み合わせから成るものとする。
3. アスガルディアは、人類の豊かな知識をデジタル化し、宇宙に保管することによって知的リソースを蓄積するものとする。
4. アスガルディアは、地球の生体物質のデータバンクを作成して、地球低軌道および天体に保存するものとする。
5. アスガルディアでの科学および芸術活動の追及は、アスガルディアの憲法および法律に従うことの条件として、自由に行うことができる。

6. アスガルディアの電子リソースには、安全な情報通信ネットワークおよび電子メールネットワーク、電子マスマディア、テレビ、ラジオ放送などを含むものとする。
7. アスガルディアは、調和と均衡を保った上で知的財産の著作者および発明者、使用者の権利を保障するものとする。

第15条財産

1. アスガルディアは、国民の権利および自由、安全、福祉、財産、アスガルディアの発展を保障し、公益の実現のために尽くすものとする。
2. アスガルディアは、国に必要なことのために使用される排他的な（譲渡不可能な）政府の財産および公益のために使用されるアスガルディア国民の富を成す政府の財産、私有財産、個人財産、複合的な財産を認めるものとする。
3. アスガルディアの財産には、物質的な財産および情報や知的財産などの非物質的な財産が含まれる。
4. 財産権の制限、ならびに財産の流通および処分に関する手続きは、アスガルディアの法律によって定められる。
5. アスガルディアは、あらゆる種類の財産を平等に保障し、保護するものとする。

第5章 国民による行政および社会正義



第16条 国民による行政

1. アスガルディア国民は、アスガルディアの力の源であるものとする。
2. アスガルディア国民の集団意思は、アスガルディア政府機関の選挙への参加およびこれらの機関の監視、国民投票、選出された政府機関の代表者との交流を通じて実施されるものとする。
3. アスガルディア政府機関の選挙、および行政上の決定の履行における進展や作成、実施、監視への国民の参加は、主に電子投票によって行われるが、適切な手段を用いて行われるものとする。
4. 選挙および国民投票期間中、国籍および居住地、市民権、人種、国籍、性別、宗教、言語、富、その他の属性に基づく偏見は禁止される。
5. アスガルディアの政府機関および職員は、選挙に介入したり、市民に圧力をかけたり、選挙結果を偽ったりしてはならない。
6. アスガルディアにおける国民による行政は、以下によって保証される。
 - a. 選挙の手続きおよび候補者に適用される要件、選挙期間を規定すること。
 - b. アスガルディアの政府機関の職員は更迭可能とし、官職の最大任期を設けることを保証すること。
 - c. アスガルディア国民の立候補および被選挙の権利についての法廷的保護。
 - d. アスガルディアの政府機関が行う公的活動の電子リソースによる公的管理、市民への定期的な報告、アスガルディアの法律で定められた形式でのさまざまな分野における政府の責任に関する公開情報の提供。
 - e. 国民が立法案を発表し、国民投票を開始する手続きを確立すること。
 - f. 権力の分立。
 - g. 最高価値およびアスガルディア憲法に沿った政府機関の仕事。

- アスガルディア国民の意思を表現する最高の形は、国民投票である。国民投票は、アスガルディアの最も重要な国家問題を解決するために用いられるものとする。国民投票はアスガルディアの法律に従って行われるものとする。

第17条公平性

- アスガルディアは、すべての人が公平に扱われる権利を有することを認め、この権利の享受を促進する。
- アスガルディアは、社会正義の国家であり、国民が他の国民および社会、政府によって期待される物質的および精神的な恩恵、ならびに労働および物質あるいは非物質的な製品の生産を通して国民が生産する物質的および精神的な恩恵を享受できるように努める。
- アスガルディアにおける公平性は、すべての合法的利益団体の法的利益を尊重すること、そして利害関係の均衡と保つことを努めることによって保証されるものとする。
- 公平性を保証するため、政府は以下のことを奨励する。
 - 道徳的理想的普及。
 - 平等な権利および人間の尊厳の平等。
 - 支援が必要な団体への政府の支援、慈善活動、社会奉仕活動、相互援助。
 - 科学技術の進歩。
- 政府は、投資者や社会奉仕活動家を含む、社会的に重要な活動に従事する国民および市民団体の活動を奨励する。

第18条すべての人々の尊厳の平等

- アスガルディアは、すべての人々に対して尊厳の平等を認めるものとする。
- すべてのアスガルディア国民は、一生および死後の記憶の中で尊厳を認められ、尊厳が保護される権利を持つものとする。決して人間の尊厳を踏みにじってはいけない。アスガルディア国民の尊厳は守られなければならない。
- 人間の尊厳に関する人々およびアスガルディア国民の認識は、アスガルディアの最高価値に従って、教育およびしつけ、プロパガンダ、メディアを通して形成され、育まれなければならない。
- 人間の優位性や不平等に関するプロパガンダはすべて禁止される。アスガルディアは、人種差別主義者およびナチス、ファシスト、その他の類似のイデオロギーを、歴史的形式および新しい形で禁止するものとする。
- 政府は、食糧および衣類、避難所、物質的および非物質的な基本的利益を平等に提供することによって、アスガルディアの領土で困難を抱える国民の集団を保護するものとする。

6. 政府は、地球上の居住国に付隨するものを含む、アスガルディア国民の社会的条件および機会の不平等を軽減するよう努めるものとする。
7. 政府は、社会的および経済的体系において、人道主義、思いやり、慈善を理念とする団体の確立を支援するものとする。

第19条労働

1. 政府と社会は労働を奨励し、労働の価値および意義、威厳を高めることに努めるものとする。
2. 雇用の権利は、一般に認められている国際法の原則および規範に従い、アスガルディアの法律によって規制されるものとする。

第20条社会保護

1. 国民の社会的保護は、貧困者および年金受給者に対して社会的支援および援助の形を取るものとする。
2. 社会保護は、アスガルディアの法律および承認された社会基準に基づいて提供されるものとする。

第6章 アスガルディアの安全保障



第21条安全保障の領域

1. アスガルディアは、アスガルディアおよびその国民を宇宙起源の脅威から守るものとする。
2. アスガルディアの安全保障の方針は排他的に平和的なもので、本質的に自己防衛である。

第22条国民の安全保障

1. アスガルディアは、国民の安全を確保し、現在と将来の脅威を克服し、リスクを最小限に抑えるためにアスガルディアの能力および国民の能力を強化するものとする。
2. アスガルディア領土内において、国民の安全は保障されるものとする。
3. アスガルディア国民は、アスガルディア領土内において、奴隸や兵役、身体的または精神的な暴力や強制、あらゆる不法な拘束や制限、あらゆる不法な義務や従属から自身を守るよう要求することができる。
4. アスガルディアの憲法および法律、一般的に認められている国際的な原則および規範、国際条約や二国間条約、アスガルディア国民が居住する国の法律や規則に従い、地球上の政府機関とアスガルディアの外交代表機関は、あらゆる平和的手段および措置を講じて、アスガルディア外でアスガルディア国民の身体的安全の確保を支援するものとする。
5. アスガルディアは、道徳的に害を及ぼすものや、最高価値を損なうことを目的とした大量の情報を含む、記憶媒体形式での情報の生産および流布、ならびに非道徳的および反社会的行為のプロパガンダを禁止するものとする。
6. そのような意見が、非道徳的なプロパガンダおよび最高価値の侵害や軽視、国家の安全保障への脅威、暴力や闘争の誘発、個人の名誉や尊厳の毀損、制限された情報の開示、その他情報セキュリティの保障要件として規定される内容を含まない場合、意見および信念の表現に対するいかなる迫害も禁止するものとする。
7. アスガルディアは、国民の個人情報を保護することを保証するものとする。

第23条アスガルディアの安全保障

1. アスガルディアは、国家の利益、国家安全保障、および天体、宇宙、地球上の資源の安全を、すべての能力、手段、および資源を用いて維持し、保護するものとする。
2. アスガルディアは、外部および内部の脅威、安全保障のリスク（宇宙、軍事、政治、情報、経済および環境リスクを含む）を監視および予測し、それら最小限に留められること、または防止されること、あるいはそのようなリスクの実現による被害を最小限に抑え、結果に対処することを保証するものとする。
3. 情報セキュリティを保証するために、政府はアスガルディアの憲法に基づき、アスガルディアの法律が定める手続きに従って、一定の種類の情報の流通を規制する。
4. 情報リストおよびそれを制限情報に含む手続きは、アスガルディアの法律によって定められるものとする。
5. 政府は、正確な情報（科学研究および技術情報の電子データベースを含む）の流通およびさまざまな影響に耐えることができる情報インフラの作成のための安全な環境の構築を保証するものとする。

第24条地球の保護

1. アスガルディアは、二国間条約および多国間における条約に基づき、単独に、あるいは地球の諸国や国際機関と協力して、宇宙起源の脅威から地球を守る能力を形成するために、政府および民間の資源を利用するものとする。
2. 惑星、地球を守るために、アスガルディアの認可機関は、
 - a. 周辺および宇宙空間における潜在的に危険な物体の状態および物理過程を監視し、宇宙起源の脅威およびその潜在的な結果をモデル化および予測するものとする。
 - b. 地球の地図における状態や物理過程を監視し、潜在的な結果をモデル化して予測するものとする。
 - c. 地球の生物圏および宇宙起源の生物学的脅威を監視し、潜在的な結果およびその脅威から防衛する方法をモデル化して予測するものとする。
3. アスガルディアは、地球の人類および生物多様性を保全することを目的とし、有事の際には地球上の人類の安全を守るため、平時の際には宇宙旅行のために使用される宇宙船（スペース・アーク）や宇宙の保護プラットフォームの構築を組織し、確保するものとする。

第25条アスガルディアの宇宙艦隊

1. アスガルディアは、地球とその軌道衛星コンステレーションを保護するため、航空宇宙能力および資源を創出するものとする。
2. 航空宇宙能力の核は、ユニバーサルロボット空間プラットフォームによって形成されるものとする。
3. 通常、アスガルディアの航空宇宙艦隊は政府によって管理される。
4. 国家元首および議会は、アスガルディアの法律に従って緊急および防衛、災害の状態を宣言することができる。そのような場合、国家元首はアスガルディア人の活動を率いることができる。
5. アスガルディアの航空宇宙能力は、国際法に基づき、地球の国家や国際機関と協力して宇宙における平和を達成し、宇宙起源の脅威から地球を守るために用いられるものとする。

第7章

体制



第26条 国のシンボル

1. アスガルディアの国のシンボルは以下の通りである。
 - a. アスガルディアの国旗、
 - b. アスガルディアの国の紋章、
 - c. アスガルディアの国歌、
2. アスガルディアの国家シンボルは、アスガルディアの法律で定められた手続きに従って、投票、そして議会および国家元首の承認を得て選出されるものとする。
3. アスガルディアの国家的モットーは、「人類を一つに」である。
4. アスガルディアの国家シンボルの詳細および使用手続きは、アスガルディアの法律によって定められる。
5. アスガルディア国民は、アスガルディアの国家シンボルを尊重し保護するものとする。アスガルディアの国のシンボルに対する敬意の欠如は、いかなるものであっても、アスガルディアの法律で定められた手続きに従って法的責任の対象となるものとする。
6. アスガルディアの法律に定められた手続きに反して、国家シンボルを使用する場合、かかる法律に従って起訴されるものとする。

第27条 言語

1. アスガルディアの公用語は、コミュニケーション手段として最も一般的に使用する言語としてアスガルディア国民によって選ばれた12の言語とする。公用語の選択および変更についての手順およびその使用分野と詳細は、アスガルディアの法律によって定義されるものとする
2. アスガルディアはすべての公用語の平等を保証するものとする。憲法やアスガルディアの法律によって規定されていない限り、何人も、公式言語の使用に関する制限または特権を設定することはできない。
3. アスガルディア国民は、コミュニケーションおよび教育、育児、創造的な活動のために母語を使用することができる。政府は、国民すべてが母語を保持することを保証し、母語の使用または発展を妨げないものとする。

4. アスガルディアは、地球国家および国際機関との関係において、アスガルディアおよび対談者が選んだ12の言語のうちの1つを使用するものとする。アスガルディアの名において締結された協定および条約、その他の国際文書は、当事者間の相互合意に基づいて相手方から要求された別の言語で作成することができる。
5. アスガルディアは、将来的に単一のアスガルディア言語の確立を目指して努力するものとする。

第28条首都

1. アスガルディアの宇宙首都、アスガルド、あるいはスペース・アスガルドは、現在活動している地球低軌道衛星または衛星コンステレーション（土地）である衛星上に位置するものとする。今後、首都はスペース・アークに、そして最終的には月面（土地）に配置される。
2. スペース・アスガルドは、情報ポータルであり、アスガルディアの政府機関や国民、企業および銀行、保険会社、法律事務所、IT、電気通信会社、教育施設などを含むインフラストラクチャーが仮想的に位置する場所となるものとする。首都は、アスガルディア国民およびその他の人物、地球国家、国際組織がアスガルディアの政府機関および関係者に連絡するための住所としての目的で使用されるものとする。
3. アスガルディア国民およびその他の個人、法人によるアスガルディアの政府機関および関係者に対する個人および団体の問い合わせについては、アスガルディアの首都の仮想リソースを使用して問い合わせ当事者を特定し、認証する方法で電子的に送信されるものとする。
4. アスガルディアの地球の首都、アスガルド、またはアース・アスガルドは、必要に応じて政府機関の所在地となり、アスガルディアに領土（合法的に地球の国家に位置する、あるいは地球の国家に所有されていない地表面あるいは水面における自然あるいは人工の領土）がある場合、アスガルディアの地球における機関のソフトウェアとハードウェア複合体の所在地となる。
5. 両首都の地位および所在地の法的合意、運営手続き、資源利用については、アスガルディアの法律によって定められるものとする。

第29条外交関係

1. アスガルディアは、その使命と最高価値ならびに国益に基づいて外交政策を実施するものとする。
2. アスガルディアの外交政策の目的の1つは、地球の国家との外交関係の樹立、それらの国家における大使館と領事館の開設を含む、アスガルディアの国際的な法的認知を達成することである。

3. アスガルディアは、地球のすべての大陸に大使館を開設するものとする。
4. アスガルディアの外交政策は、一般的な宇宙および惑星の利益、そしてその国益のバランスを実現することを目指すものとする。
5. アスガルディアは、許可された政府機関によって締結される国際条約および協定に基づき、国際関係を構築し、他の国々と協力するものとする。
6. 國際法の共通の規範は、アスガルディアの法的制度の構成要素であるものとする。これらの基準は、アスガルディア自らの存続という最も重要な使命を脅かさない限り、アスガルディアの法律より優先されるものとする。
7. 國際的な紛争を解決するにあたり、アスガルディアは、一般的かつ包括的で拘束力のある国際仲裁手続の下、和解に達するように努めるものとする。

第30条統治

1. アスガルディアは、住民投票を通して国民によって統治されるものとする。
2. アスガルディアにおける統治は、立法（議会）、行政（政府）、司法（裁判所）支部に分かれて行われるものとする。
3. 国家元首は、他の支部ではなく、政府の代表となるものとする。
4. 統治機関の権限は、憲法とアスガルディアの法律によって定められるものとする。
5. アスガルディアは、統治機関および関係者を通じて、その使命と最高価値に従って、アスガルディアの憲法および法律で指定された権限行使し、そのリソースを使用して、生活と活動におけるすべての領域を発展させる責任を負うものとする。

第8章

行政



第31条法制度

1. アスガルディアの憲法は、アスガルディアの法制度の基礎となるものとする。アスガルディアの憲法は、他のすべての法的文書より優先され、直接適用されるものとする。
2. アスガルディアの法的手段には以下の内容が含まれる。
 - a. 国民投票の決定
 - b. 国家元首の布告
 - c. 議会条令
 - d. 政府の決議
 - e. 裁判所の決議
 - f. 最高宇宙評議会の決議
 - g. 檢察当局の規則
 - h. アスガルディア国立監査局の規則
 - i. アスガルディア国立銀行の規則
 - j. 国際条約
3. アスガルディアの憲法および法律は、アスガルディアの領土全体、および所在地に関係なくアスガルディアの国民すべてに適用されるものとする。アスガルディア国民がいる国家の法律とアスガルディアの法律に相違がある状況で、そのような相違がアスガルディアが批准する国際条約によって対処されない場合、アスガルディア国民は本人が位置する国家の法律に基づいて行動することができる。
4. アスガルディアで可決される法律は、アスガルディアの憲法に反するものであったり、その他の方法で条項を歪曲するものであったりしてはならない。憲法に違反する法律は、アスガルディアの法律で定められた手続きに従って廃止され、無効を宣言されるものとする。
5. アスガルディアが施行する国際条約は、その憲法に反してはならない。アスガルディアが施行する条約は、その法的制度の一部となるものとする。
6. アスガルディアは、一般に認められた国際的な原則および規範を認めるものとする。
7. 法律の矛盾を解決するための準備および検討、可決、正式な公布、施行、解釈、体系化の要件は、憲法とそれに関連するアスガルディアの法律によって定められるものとする。

第32条アスガルディアの国家元首

1. 国家元首は、政府の最高責任者、憲法の保証人であり、内外政策の主な方向を定め、国内外でアスガルディアを代表し、最高司令官として行動し、法定代理人の権限を必要としない。
 2. 創設者であり、2017年1月20日（アスガルディア歴0001年1月20日）に国家元首に選出されたIgor Ashurbeyli（イゴール・アシュルベリ）は、2017年6月18日（アスガルディア歴0001年アスガルドの月1日）にこの憲法に賛成票を投じた。アスガルディア憲法の採決日付けで、国家元首はその職務に5年間就くものとする。
 3. 国家元首の年齢上限は82歳である。
 4. 年齢制限に達する1年前、あるいは自発的な辞任の場合、国家元首は、次期国家元首の候補者を（血筋またはその他の基準に基づいて）指名するものとする。国家元首の役職の2人の他の候補者あるいは同一の候補者は、議会および最高宇宙評議会によって指名されるものとする。国家元首の選挙は、アスガルディアの法律に従って国民投票によって行われる。
 5. 2代目およびそれ以降の国家元首は、50歳以上かつ65歳未満のアスガルディア国民で、任命の5年以上前から宇宙市民権を持っており、国家元首の職務を果たすため身体的および精神的に健康な者であれば誰でもなることができる。
 6. 国家元首が死去および辞任した場合および永久に無能力、または行方不明と宣言された場合、国家元首がその任務を遂行することができないと法律で定められた状況において、これらの職務は、そのような任務を遂行するのを妨げた理由が無くなるまで、あるいは新しい国家元首の就任まで、一時的に最高宇宙評議会議長に譲渡されるものとする。
 7. 国家元首を選出し、活動を組織するための手順は、アスガルディアの法律によって定められるものとする。
 8. 議会は、以下の状況において、アスガルディアの法律で定められた手続に従い、国家元首をその地位から罷免することができる。
 - a. 健康上の理由で職務を遂行することができない場合。
 - b. 檢察総長が、反逆またはその他の重大犯罪で国家元首を告発し、裁判所の結審によりそのような告発が確認された場合。
09. 国家元首
- a. 国家元首
 - 裁判所の最高裁判事
 - 最高宇宙評議会の議長
 - 檢察総長
 - アスガルディア国立監査局の局長、
 - 地球大陸のアスガルディア人代表
 - 地球の国家のアスガルディア大使。

- b. 憲法および法律に基づいて指名された候補者に対して、以下の役職に対して拒否を行使する権利を有する。政府長官および最高宇宙評議会のメンバー、アスガルディア国立銀行会長、裁判所裁判官、これらの立場を保持している人物の罷免を提案する権利を有する。
- 憲法とアスガルディアの法律に基づいて、議會議員の選挙を要請し、議会を解散する権利を有する。
 - 國際条約の交渉および署名、批准、信用状の受け入れ、外交代表者からの召集への対応。
 - 議会に法案を提出し、議会で採択された法案に署名する権利、あるいは署名なしに法案を提出する権利を持ち、議会で採択された法律を拒否する権利を有する。
 - 国の政府賞、および名誉賞を付与する。
 - 恩赦を与える。
 - 国家元首の職務を支援する機関である、国家元首行の行政機関のメンバーを務める。
 - 職務遂行を支援するための討議および諮問機関を作成する。
 - 憲法およびアスガルディアの法律で規定されるその他の職務を行う。

10. 国家元首は、政府機関およびアスガルディア国民に対して強制力のある布告を発行する。国家元首の布告は、憲法およびアスガルディアの法律に反してはならない。

第33条議会

1. 議会は、すべてのアスガルディア国民を代表する一元的立法府とする。
2. 議会は、アスガルディアの法律に従って、他の言語代表者の配分を考慮し、アスガルディアの12の公用語の割合に合わせた上で言語に基づいて全国均等直接選挙から選出された150人のメンバーからなるものとする。
3. 議会議員は、5年の任期の下、40歳以上のアスガルディア国民の中から選出される。
4. アスガルディアの選挙法に従って、選挙および開票は中央選挙管理委員会によって行われるものとする。
5. 議員の上限年齢は80歳で、任期は無期限とする。
6. 議長および副議長は、議員のメンバーの中から選出するものとする。
7. 議会は、直接あるいは遠隔、電子的に開催することができ、それらはアスガルディアの法律に従って公開あるいは非公開となることがある。

8. 政府機関の代表者が議会に招待された場合、出席しなければならない。
9. 国家元首は議会を解散させることができる。また、検察総長は議会の解散を裁判所に提案することもできる。裁判所が議会の解散に賛成する場合、議会法に従って議会を解散させることができる。
10. 議会の権限は以下の通りである。
 - a. アスガルディアの法律の採決。
 - b. 最高宇宙評議会からの提案に基づいて、議長およびアスガルディア国立銀行会長、裁判所裁判官を任命すること、ならびに国家元首または最高宇宙評議会の提案に基づいて、それらの役員を罷免すること。
 - c. 政府長官からの提案に基づいた大臣の任命および罷免。
 - d. アスガルディア国立監査局の監査員の任命および罷免。
 - e. 国家元首選出の選挙を要請すること。
 - f. 政府および各閣僚の辞任を決定すること。
 - g. 緊急状態の宣言について、国家代表の決定を承認すること。
 - h. 国民投票の要請。
 - i. 政府機関の代表者の招集など、議会審問や捜査の実施。
11. 議会は、アスガルディアの憲法および法律に従って、議会の範囲内の事項に関する決議を行うものとする。法律を採択するための議会手続およびこの手続の違反に対する責任については、議会の法律によって定められるものとする。
12. 議会は、政府の省庁に対応する責任範囲を持つ12の常設委員会によって構成されるものとする。

第34条政府

1. 政府は、アスガルディアの最高国家執行機関とする。
2. 政府は、政府長官および代議士、大臣によって構成される団体とする。政府は、直接あるいは、遠隔的または電子的に会議を開催することができる。
3. 国家執行機関の枠組みは、常任理事国委員会に対応する12の省庁から構成されるものとする。
4. 政府長官は、国家元首との合意に基づき、最高宇宙評議会の提案により議会によって任命されるものとする。大臣候補者は、政府長官によって指名され、議会の承認を受けなければならない。大臣は、35歳から60歳のアスガルディア国民で、関連分野における学位および資格、専門家の経験、大臣の職務を遂行するために必要な身体的および精神的健康を有する者である必要がある。民間企業を所有する政府のメンバーは、政府長官との合意に対する利害の衝突を回避するために、政府の役職に就任中は信託管理機関に所有する民間企業を委ねるものとする。

5. 政府長官は、アスガルディアの憲法および法律、国家元首の布告に従って、政府の優先分野を設け、その業務を組織するものとする。
6. 政府の仕事の形成および調整手続きは、アスガルディアの憲法と法律によって定められるものとする。
7. 政府の権限は以下の通りである。
 - a. 憲法の施行および保護。
 - b. 国際条約および法律、国家元首の布告、最高宇宙評議会の決議を実施すること。
 - c. 法案を作成し議会に導入すること。
 - d. 予算案を作成し、議会に提出し、その実施を保証すること。
 - e. 政府の決議および執行機関のその他の規制の実施を監督すること。
 - f. 国益の維持および保護を保証すること。
 - g. 国家の安全および国民の安全を確保するとともに、地球を守ること。
 - h. アスガルディアの市民権の付与および取り消し。
 - i. 外交関係。
 - j. 国債の管理。;
 - k. 政府の管理および統計的モニタリングのための情報支援システムを組織すること。
 - l. 行政上の意思決定および計画、予測、政府開発プログラムにおいて発展を行い、決定された計画結果を予測し、行政機関の行動について科学的根拠を提示すること。
 - m. 社会プロセスの監視と国民との交流。
 - n. 政府の行政機関の業務を監督すること。
 - o. 法の支配を保証し、国民の権利と義務を守り、公の秩序を維持すること。
 - p. 民間サービスのため職員を教育するシステムを構築し、成功の人材を育成すること。
 - q. アスガルディアの憲法と法律および国家元首の布告、アスガルディアの国際義務に則ったその他の事項。
8. アスガルディアのすべての歳入および歳出は、予算に含まれ、均衡が取られるものとする。アスガルディアの行政機関と政府機関の要求は、納税者に過度な負担をかけないものでなければならず、アスガルディアの法律に従って、アスガルディアの領土における基本的な生活条件の統一を保証するものでなければならない。

9. 会計年度の終わりまでに翌年の予算が法律で承認されていない場合、政府は以下の必要がある場合において、予算発効前に消費を行うことができる。
 - 予算案によって設定された措置を実施し、機関を維持するため。
 - アスガルディアの法的義務を果たすため。
 - 前年度の予算で金額が承認されている場合、そのほかの業務やサービスを継続するため。
10. 政府は、憲法および国家元首の布告、最高宇宙評議会の決議、国際条約、アスガルディアの法律の遂行に応じて、管轄内で決議およびその他の法律を発布するものとする。

第35条裁判所

1. アスガルディアでの裁判は、裁判所でのみ行うことができるものとする。
2. アスガルディアの司法機関は、憲法および民事、行政、刑事訴訟において、評議会および4人の陪審で構成される裁判所の形態とする。
3. 裁判所は、国家元首によって任命された最高裁判事を最高位とする。裁判所の裁判官は、最高宇宙評議会の提案により議会によって任命されるものとする。
4. 裁判官は、法務分野での5年間以上の就業経験があり、初等学位を持ち、経験のある40歳以上80歳以下のアスガルディア国民でなければならない。司法についての規則および手続きについては、裁判官の項でさらに要件が追加されることがある。
5. 司法権および陪審員の構成、裁判所の業務の形成および組織化の手続きは、アスガルディアの法律によって定められるものとする。
6. 法廷審問は、直接または電子システムを使用して行われるものとし、それらはアスガルディアの法律に従って公開あるいは非公開となることがある。
7. 裁判所は、アスガルディアの法律に従って、国家予算を通じて完全かつ独立した裁判を促進するための資金を独占的に提供されるものとする。
8. 裁判官は免除特権を持ち、独立しており、アスガルディアの憲法および法律のみ適用されるものとする。
9. アスガルディアの法律に従って、5年間の勤務後および最高裁判所による任命、議会議長によるさらなる決議がなされる場合、裁判官は罷免されないものとする。
10. 裁判所の判決は、アスガルディア国民およびすべての政府機関に対して強制力のあるものとする。

第36条最高宇宙評議会

1. 最高宇宙評議会は、アスガルディアにおける特別行政機関であり、国家元首への報告を行い、法令の遵守および政府機関の活動がアスガルディアの最高価値に準拠していることを分析するものとする。
2. 最高宇宙評議会は、議長および委員から構成されるものとする。最高宇宙評議会のメンバーは、議長が提示し、国家元首が任命する50歳以上80歳以下のアスガルディア国民で、経済および科学、文化、芸術、教育、法規則、医療、人権および自由、育児、スポーツ、慈善団体、その他の民間あるいは政府の業績など、国家設立における分野で特別な業績を持つ者であれば、誰でもなれることができる。
3. 最高宇宙評議会の地位および組織の基盤、権力、運営における手続きは、憲法とアスガルディアの法律によって定められるものとする。
4. 政府機関の代表者は、最高宇宙評議会の会合に招待された場合、それに出席しなければならない。政府機関は、最高宇宙評議会からの質問に応じなければならない。

第37条検察総局

1. 検察総局は、アスガルディアの法務に関する監督および監視権限を有する。
2. 検察総局は、アスガルディアの法律および政府機関の活動、憲法、アスガルディアの法律に関する国民の行動および怠慢の監督と監視を行うものとする。
3. 検察総長は、5年間の任期の下任命され、最高宇宙評議会の提案に従って国家元首により、検察総局の職務から罷免されることが可能であるものとする。検察総長は、アスガルディアの法律に従って他の検察官を任命するものとする。

第38条アスガルディア国立監査局

1. アスガルディア国立監査局は、アスガルディアの財務に関する調査および監視機関とする。
2. アスガルディア国立監査局は、議会によって成立した予算および経済管理の有効性および調整について監視を行う義務を有する恒久的な政府の財務監査機関とする。
3. アスガルディア国立監査局は、局長および監査員から構成されるものとする。アスガルディア国立監査局は、5年間の任期で任命され、最高宇宙評議会の提案に基づいて、議会によって罷免されることが可能であるものとする。アスガルディア国立監査局の監査員は、アスガルディア国立監査局長の提案に基づき、5年の任期の下、独立して議会によって任命されるものとする。

第39条アスガルディア国立銀行

1. アスガルディア国立銀行は、為替レートおよび排出、金融の流通、国内通貨の安定性、銀行システムの流動性に責任を負うものとする。アスガルディア国立銀行の活動は、アスガルディアの法律に従って規制されるものとする。
2. アスガルディア国立銀行は、国立銀行および民間銀行ネットワークの発展を支援し、財務活動の条件と収益性を規制するものとする。銀行業務の秘密性は政府によって保証されるものとする。銀行業務の秘密性は、アスガルディアの法律または国際契約によって制限されることがある。
3. アスガルディア国立銀行の会長は、5年任期で任命され、国家元首または最高宇宙評議会の提案に基づいて議会によってその地位から取り除かれる。

第40条意思決定と実施

1. 国家元首は、アスガルディア国民への年次および臨時の声明を作成し、アスガルディアの最高統治機関の代表者の直接会議および遠隔会議を行い、その権限内において他の法令の発布によって内外政策の優先順位を設定するものとする。国家元首の声明は、アスガルディアの使命を果たすことを目指し、翌年以降の国家の内外政策を計画するために使用される文書としての役割を果たすものとする。国家元首の声明は、アスガルディアのすべての国家機関および職員に実行の義務を負わせるものとする。
2. アスガルディアの法律および計画、政府開発プログラムは、国家元首の声明に従って、憲法を実践し、アスガルディアの使命を果たすために作成され、採用されるものとする。アスガルディアの法律は、主要な社会関係を規制するものとする。
3. アスガルディア国民は、アスガルディアの法律に従って、政府の行政上の意思決定を開始させ、電子投票（法案を提出する権利）によって準備に参加することができる。
4. 政府および省庁、その他の政府機関は、アスガルディアの法律の実施を確実にするための法定文書を発行するものとする。
5. アスガルディアの政府機関は、その範囲内で法的手段を改善するために可決または発布された法律の実際の適用を監視する。可決または発布された法の実施の監視および監督は、アスガルディアの監督当局およびアスガルディア国民によって、電子投票による公衆監視システムを用いて行われるものとする。

第9章 憲法の採択と改正



第41条アスガルディアの法

アスガルディア憲法は、アスガルディア国民による国民投票（電子投票）によって採択されるものとする。

第42条初の憲法

初のアスガルディア憲法は、2017年1月20日（アスガルディア歴0001年1月20日）に167,837名のアスガルディア国民により、一般投票で選出された創始者兼国家元首であるIgor Ashurbeyli（イゴール・アシュルベリ）によって賛成票が投じられるものとする。初のアスガルディア憲法を採択するための投票は、国家元首の布告により投票の最終日までに、インターネットを介して自身の個人情報を提出し、アスガルディア国民のウェブサイトwww.asgardia.spaceに掲載される利用規約に同意した18歳以上の人を対象とする。これらの者は、アスガルディアの宇宙市民権に関する法律の採決に先立って優先的にアスガルディア国民とみなされ、本人が望む場合、この地位は保持されるものとする。

第43条アスガルディア憲法採択のための定足数

アスガルディア憲法は、投票期間中に投票に参加したアスガルディア国民の半数以上が賛成票を投じ、初の憲法採択のために投票した場合に採決されるものとし、国民とみなす人数は当憲法第42条に記載される人数であるものとする。

第44条憲法改正

アスガルディア憲法は、アスガルディア国民による国民投票（電子投票）によって改正することができるものとする。

第45条憲法改正の手段

憲法改正に関する提案は、国家元首および最高宇宙評議会、議会が行うことができる。

第10章

経過規定および最終規定



第46条議会選挙および政府樹立前における国家元首の特別な権利

アスガルディアの法律ができるまでの間、議会選挙および初の政府樹立前に憲法の規定を実施することを目的とし、国家元首は、それぞれの法律が採択されるまで効果を有する、必要な布告を発行するものとする。

第47条新しい国家元首選出のための特別な手続き

憲法の採択から5年以内に新しい国家代表長の選挙が予定される場合、アスガルディア憲法に規定される国家元首立候補者についての5年間以上の宇宙市民権を保持に関する要件は適用されない。

第48条議会選挙の期限

議員選挙は、憲法採択後6ヶ月以内に行わなものとする。第1回選挙の手続きについては、アスガルディア憲法に従って、国家元首の布告によって定められるものとする。その後の議員選挙に関する法律は、議会の成立後に採択されるものとする。

第49条政府の樹立期限

政府は、アスガルディアの憲法および法律に従って、議会選挙後3ヶ月以内に形成されるものとする。

第50条憲法の発効

アスガルディア憲法は、2017年6月18日の投票（アスガルディア歴0001年アスガルドの月1日）の投票に基づいて、アスガルディアの公式国立サイトwww.asgardia.spaceでの発表日に発効となる。

謝辞

アスガルディアの憲法は、専門家チームの大きな支援を得て、以下の中 心グループによって作成されました。

Igor Ashurbeyli (イゴール・アシュルベリ)

Stepan Sulakshin (ステパン・スラクシン)

Ram Jakhu (ラム・ヤクフ)

Markus Gronbach (マルクス・グロンバッハ)

Lena De Winne (レナ・デ・ウィンネ)

Mikhail Spokoyny (ミハイル・スポコイニー)

Alesya Fedorova (アレシヤ・フェデロバ)

アスガルディアのコミュニティは憲法作成に積極的に参加してくださいました。すべてのコミュニティからのフィードバックを集めて提出してくださったボランティアの皆様には非常に感謝しています。アスガルディアは、討議へのフィードバックと参加を通じて憲法作成に貢献してくださいましたすべてのアスガルディア人に感謝しています。

オーストラリア : Bellamy Paul (ベラミー・ポール) 、

Gittins Benjamin (ギティンス・ベンジャミン) ;

ベルギー : Martin Simon (マーティン・サイモン) ;

ブラジル : Guttau Humberto (グッタウ・フンベルト) ;

カナダ : Berg Rebekah (バーグ・リベカ) 、 Denner Christopher (デナー・クリストファー) 、 Quesnel Patrice (ケネス・パトリス) 、 Skeiswanne John (スケイスワン・ジョン) 、 Spencer Tamara (スペンサー・タマラ) ;

エジプト : Mamdouh Mohammed (マムドゥ・モハメッド) ;

フィンランド : Viikate Matti (ヴィカケ・マッチ) ;

ドイツ : Kaschubowski Matthias (カシュボウスキー・マティアス) ;

ガーナ : Ofosu-Hene Samuel (オフショー・ヘネ・サミュエル) ;

ギリシャ : Faroupos Christos (フアロポス・クリストス) ;

インド : Chaturvedi Utkarsh (シャトーベドディ・ウルカーシュ) 、

Chaudhary Nikhil Kumar (ショーダーリー・ニックヒル・クマール) ;

イラン : Ghodrati Fatemeh (ゴドラティ・ファテメー) ;

イタリア : De Rosa Stephano (デ・ローザ・ステファーノ) ;

日本 : Bartlett Richie (バートレット・リッチャー) ;

カザフスタン : Linda Yeleussizova (リンダ・イェレウシゾワ) ;

モロッコ : Ledoux Jewell Zahira (ルドゥー・ジュエル・ザヒラ) ;

ナイジェリア : Okoroafor Chukwudifu Uzoma (オコラフォール・チュクウィフ・イウゾマ) ;

パキスタン : Khawaja Fahad Nazir (カワジャ・ファハド・ネイザー) ;

ロシア : Onoprienko Vladimir (オノプリエンコ・ウラジミール) 、

Novoseltsev Dmitry (ノボセルツエフ・ディミトリー) ;

スペイン : Buono Susana (ブオノ・スサナ) ;
スウェーデン : Jacobsen Eric (ヤコブセン・エリック) ;
イギリス : Singh-Bartlett Warren (シンバートレット・ウォーレン) ;
アメリカ : Case Trevyn David (ケース・トレヴィン・デイヴィッド)
、Cole Christina (コール・クリスティーナ) 、Dayish Andrew (デイ
リー・アンドリュー) 、Fontana Cha (フォンタナ・チャー) 、Fuller-
Senft William G. (フラー・セニフト・ウィリアム・G.) 、Lee Thomas
C. (リー・トーマス・C) 、Papineau (パピノー) 、Peter (ピーター)
、Pounds Kevin (ポンド・ケビン) 、Routon Christina (ルーティー
ン・クリスティーナ) ;
ベネズエラ : Madonna Alberto (マドンナ・アルベルト)